

資料 提 供	
令和7年12月26日	
所属名(担当者)	鳥取県住宅供給公社事務局(寺坂)
電話	0857-27-7334

県営住宅の随時募集について(東部)

県営住宅は、公営住宅法に基づき鳥取県が整備し管理する低所得者向けの賃貸住宅です。入居者の募集は毎月初日から5日間を募集期間として行っておりますが、下記の募集住戸については、入居者が決定するまで随時募集を行います。

記

- 1 募集期間 令和8年1月5日(月)～募集住戸の入居者が決定するまで
(土曜、日曜、祝祭日を除く。午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分)
※募集住戸に申し込みがあった場合は、募集を締め切ります。
- 2 受付窓口 鳥取県住宅供給公社事務局
(鳥取市田園町4丁目207番地 タナカビル2階 電話0857-27-7334)
- 3 入居可能日 窓口にてご相談ください
- 4 募集住宅 13戸

団地名称	所在地	建設年度	構造	階数	部屋番号	間取り	入居時家賃(円)	摘要
東浜団地	鳥取市浜坂 四丁目10-1	平成4年	中層耐火 3階建	2階	1棟 1-202号	3DK	22,300 ～ 43,800	随時募集
東浜団地	鳥取市浜坂 四丁目10	平成13年	中層耐火 3階建	3階	4棟 4-301号	4DK	29,700 ～ 58,400	随時募集 (多子・多人数世帯) ※1
浜坂第一団地	鳥取市浜坂 五丁目1番	平成11年	中層耐火 3階建	3階	3棟 3-301号	4DK	29,200 ～ 57,300	随時募集 (多子・多人数世帯) ※1
浜坂第二団地	鳥取市浜坂 五丁目9-1	平成2年	中層耐火 3階建	2階	1棟 1-204号	3DK	20,000 ～ 39,400	随時募集
浜坂第二団地	鳥取市浜坂 五丁目8-25	平成3年	中層耐火 3階建	1階	5棟 5-103号	3DK	21,300 ～ 41,900	随時募集
浜坂第二団地	鳥取市浜坂 五丁目8-25	平成3年	中層耐火 3階建	3階	5棟 5-301号	2DK	17,600 ～ 34,600	随時募集
末恒第一団地	鳥取市美萩野 一丁目55-2	昭和48年 (H03住戸改善)	中層耐火 4階建	4階	48-1棟 8号	3DK	23,500 ～ 46,100	随時募集
末恒第一団地	鳥取市美萩野 一丁目55-3	昭和51年 (H13住戸改善)	中層耐火 4階建	1階	51-7棟 89号	4DK	28,400 ～ 55,700	随時募集 (多子・多人数世帯) ※1 エレベータ付き
末恒第一団地	鳥取市美萩野 一丁目55-3	昭和51年 (H13住戸改善)	中層耐火 4階建	3階	51-7棟 91号	4DK	28,400 ～ 55,700	随時募集 (多子・多人数世帯) ※1 エレベータ付き
末恒第二団地	鳥取市美萩野 二丁目228-2	昭和54年	中層耐火 3階建	2階	54-3棟 31号	3LDK	24,000 ～ 47,200	随時募集

団地名称	所在地	建設年度	構造	階数	部屋番号	間取り	入居時家賃(円)	摘要
末恒第二団地	鳥取市美萩野 二丁目 228-2	昭和54年	中層耐火 3階建	2階	54-4 棟 44号	3LDK	24,000 ~ 47,200	随時募集 ※2
末恒第二団地	鳥取市美萩野 二丁目 228-2	昭和55年	中層耐火 3階建	1階	55-6 棟 66号	3LDK	20,800 ~ 40,800	随時募集 ※2
面影団地	鳥取市面影 一丁目 13-3	昭和47年 (H05 住戸改善)	中層耐火 4階建	4階	4棟 4-401号	4DK	23,700 ~ 46,600	随時募集 (多子・多人数世帯) ※3

(注1) 単身者は、一次募集対象者(※)及び留学生の場合のみ、3DK以上の住戸へ申し込むことができます。

※一次募集は、優先募集に係る募集で、子育て世帯、妊娠中世帯、母子・父子世帯、多子・多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯(所得が月額1万円以下)、ハンセン病療養所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力被害者、犯罪被害者等が対象となります。

(注2) ※1の多子・多人数世帯は、18歳未満の者が3人以上の世帯又は、世帯員5人以上の世帯が対象となります。

※3の多子・多人数世帯は、優先入居対象者(注)かつ4人以上の世帯が対象となります

(注) 優先入居対象者とは、子育て世帯、妊娠中世帯、母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯(所得が月額1万円以下)、ハンセン病療養所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力被害者、犯罪被害者等となります。

(注3) ※2の団地(の一部)は、土砂災害警戒区域(イエロー区域)の指定区域内に位置しています。イエロー区域とは崖崩れや土石流等の災害が発生した場合、土砂等が到達し被害が生じるおそれがあると認められる区域です。鳥取市が作成しているハザードマップなどを活用し、防災情報を収集するなど「日ごろからの備え」を心がけ、いざとなったら「早めの避難」を呼びかけている団地ですので、その旨をご承知の上でご応募下さい。

(注4) 住戸改善とは、建物の骨組み以外の部分を総合的に改修することです。新築や建て替えた住宅ではありません。

(注5) エレベータ付き住宅では、エレベータの電気使用料金を入居者の方全員で負担していただきます。

(注6) 入居募集中の住戸は新築ではありません。募集に際し、必要最低限の修繕を行っていますが、室内の床、壁、天井等の仕上げに経年劣化による部分的な傷みや汚れ、色あせが生じている場合があることをご承知の上ご応募下さい。

■詳しくは、鳥取県住宅供給公社事務局(電話0857-27-7334)までお問合せ下さい。